

◁ 利用上の注意 ▷

1. この調査結果の数値は、平成3年7月1日現在で実施した商業統計調査の調査票を基に県が独自に集計した概数であり、後日通商産業省から公表される確定値とは相違することがあります。
2. 調査の範囲は、日本標準産業分類大分類Ⅰ—卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち、飲食店を除く事業所です。
ただし、次の事業所は調査範囲から除かれています。
 - (1) 国に属する事業所
 - (2) 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内等、有料の施設内に設けられている事業所
 - (3) 調査日前、引き続き3か月以上（4、5、6月を含んで3か月以上）休業している事業所
3. 従業者とは、法人の有給役員のうち主としてその店の業務に従事している者、および個人事業主、無給家族従業者、常時雇用従業者のことをいいます。
4. 年間商品販売額とは、平成2年7月1日から平成3年6月30日までの1年間の販売額のことをいいます。
5. 表中の「前回」とは、昭和63年6月1日現在での調査のことをいいます。
6. 表中の記号の意味は、以下のとおりです。
 - 「 - 」…… 皆無、または該当なし
 - 「 0.0 」…… 単位未満
 - 「 X 」…… 当該項目に属する事業所が2事業所以下であるため、申告者の秘密保護の立場から数値を秘匿した箇所。または、当該項目に属する事業所が3事業所以上であっても、他の秘匿箇所との関連から秘匿する必要がある場合に秘匿した箇所。
 - 「 () 」…… 秘匿数値がある場合、その数値と最寄りの分類の数値とを合算し、() 内に示しました。
 - 「 △ 」…… マイナスの数値
7. 四捨五入計算のため、内訳を合計した数値と合計欄の数値とは必ずしも一致しません。
8. 表中の各地域は、以下のように区分しました。
 - 北 勢 …… 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
 - 中 勢 …… 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡
 - 南 勢 …… 伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡
 - 伊 賀 …… 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
 - 東紀州 …… 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡
9. 各表の昭和63年以前の数値は、通商産業省が公表した確定値です。